

議案第92号

一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

一般職の職員の給与の特例に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年11月29日提出

加西市長 西村 和平

## 一般職の職員の給与の特例に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、一般職の職員に対して支給する期末手当の特例を定めることにより、もって財政の健全化に資することを目的とする。

### (期末手当の特例)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第38号。以下、この条において「給与条例」という。）第9条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が7級及び8級である者（給与条例第35条の2の規定の適用を受ける者を除く。）に対して支給する期末手当については、給与条例第29条第2項の規定中「100分の122.5」を「100分の92.5」に、「100分の137.5」を「100分の107.5」に読み替えるものとする。

### 附 則

- 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年11月30日限り、その効力を失う。

(審議資料)

財政の健全化並びに市長公約の早期実現のため、行政職7級及び8級の適用を受ける管理職員に対して支給する期末手当のカット措置を実施しようとするもの

(併せて、管理職手当の20%減額措置を講じ、給与月額10%相当の削減を図る。)

【概要】

- 平成23年12月期及び平成24年6月期に支給される期末手当の支給月数から各期△0.3月(年間△0.6月)のカット措置を講じる。

	H23年12月期			H24年6月期			年間合計		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
本則支給月数	1.375	0.675	2.050	1.225	0.675	1.900	2.600	1.350	3.950
カット後	1.075	0.675	1.750	0.925	0.675	1.600	2.000	1.350	3.350
差引	△0.30	0.0	△0.30	△0.30	0.0	△0.30	△0.60	0.0	△0.60

- 適用期間 平成23年12月1日から平成24年11月30日までの間